

兵庫県スポーツ賞規則

昭和39年10月23日

兵庫県規則第118号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツによる県民の心身の健全な発展の高揚に貢献してその功績が顕著な者に兵庫県スポーツ賞を贈ってこれを表彰することにより、スポーツの向上発展を図ることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することがある。

- (1) スポーツ競技に優秀な成績を収めた者
- (2) スポーツ振興に特に貢献しその功績が顕著な者
- (3) スポーツに関する医学、生理学、心理学、力学、その他の分野における顕著な科学的研究又は発明若しくは発見を行なった者
- (4) その他スポーツに関して顕著な功績があった者

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、兵庫県スポーツ賞及び賞金又は賞品を授与して行なう。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

(公表)

第5条 表彰を受けた者の住所及び氏名、その功績その他必要な事項は、県公報に登載する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。